

人事院公示第 8 号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）第 4 条の 3 第 1 項及び第 4 条の 4 第 1 項の規定に基づき、平成 4 年人事院公示第 6 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 3 月 31 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
年齢階層	最低限度額（円）	最高限度額（円）	年齢階層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	<u>5, 499</u>	<u>13, 975</u>	20歳未満	<u>5, 263</u>	<u>13, 442</u>
20歳以上25歳未満	<u>6, 143</u>	<u>13, 975</u>	20歳以上25歳未満	<u>5, 872</u>	<u>13, 442</u>
25歳以上30歳未満	<u>6, 703</u>	<u>15, 237</u>	25歳以上30歳未満	<u>6, 380</u>	<u>14, 842</u>
30歳以上35歳未満	<u>7, 023</u>	<u>18, 016</u>	30歳以上35歳未満	<u>6, 712</u>	<u>17, 619</u>
35歳以上40歳未満	<u>7, 326</u>	<u>20, 864</u>	35歳以上40歳未満	<u>7, 078</u>	<u>20, 649</u>
40歳以上45歳未満	<u>7, 576</u>	<u>22, 564</u>	40歳以上45歳未満	<u>7, 268</u>	<u>21, 971</u>
45歳以上50歳未満	<u>7, 766</u>	<u>23, 666</u>	45歳以上50歳未満	<u>7, 433</u>	<u>22, 886</u>

5 0 歲以上 5 5 歲 未滿	<u>7, 7 1 1</u>	<u>2 5, 3 5 4</u>
5 5 歲以上 6 0 歲 未滿	<u>7, 3 4 8</u>	<u>2 6, 1 8 7</u>
6 0 歲以上 6 5 歲 未滿	<u>6, 1 9 2</u>	<u>2 2, 6 9 4</u>
6 5 歲以上 7 0 歲 未滿	<u>4, 2 0 0</u>	<u>1 7, 4 8 4</u>
7 0 歲以上	<u>4, 2 0 0</u>	<u>1 3, 9 7 5</u>

5 0 歲以上 5 5 歲 未滿	<u>7, 2 9 0</u>	<u>2 4, 9 1 6</u>
5 5 歲以上 6 0 歲 未滿	<u>6, 9 7 5</u>	<u>2 5, 3 8 5</u>
6 0 歲以上 6 5 歲 未滿	<u>5, 8 6 0</u>	<u>2 1, 3 1 4</u>
6 5 歲以上 7 0 歲 未滿	<u>4, 0 6 0</u>	<u>1 6, 0 7 5</u>
7 0 歲以上	<u>4, 0 6 0</u>	<u>1 3, 4 4 2</u>

2 この決定による改正は、令和7年4月1日から効力を発生する。